

緊急事態宣言解除後の公共施設の利用等について

令和 3 年 3 月 1 9 日
飯 能 市

本市では、公共施設の夜間利用については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言により、これまで感染予防対策を徹底するとともに、夜間の利用を制限してきたところですが、3月21日緊急事態宣言の解除に伴い、公共施設の利用については、通常の利用時間といたします。

しかし、医療の専門家からは、変異ウイルスの拡大や人出による接触機会の増加などによる感染再拡大の危惧が指摘されており、さらに埼玉県からも不要不急の外出自粛と飲食店等による夜間の営業時間の短縮などが要請されているところです。

本市としては、市民の命と健康を守ることを最優先とし、感染再拡大を起こさないためにも、引き続き感染予防対策を徹底するとともに一部の施設の利用時間を次のとおり制限いたします。

なお、利用される市民のみなさまにも更なる感染防止対策の徹底を求めてまいります。

また、イベント等の開催基準については、国・埼玉県基準を準拠することとします。

1 公共施設

◆ 対象期間

令和 3 年 3 月 2 2 日（月）から令和 3 年 3 月 3 1 日（水）

◆ 利用時間を制限する施設

施設名	所管課	利用終了時間
市民会館	市民会館	午後 9 時まで
地区行政センター	各地区行政センター	

2 イベント等

◆ 対象期間

令和 3 年 3 月 2 2 日（月）から令和 3 年 4 月 1 1 日（日）

◆ 開催基準

上限人数	収容定員が設定されている場合は、「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」または「10,000人」のいずれか小さい方を上限とする。なお、収容定員が設定されていない場合は、10,000人以下で開催すること。
収容率	上記人数要件に加え、大声での歓声、声援等が無いことを前提としうる場合、収容率の上限を100%とする。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、収容率の50%以内とすること。

※国通知 … 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(令和3年3月5日)